令和５年教育委員会２月定例会　議事日程

日程第１　　前回会議録の承認について

日程第２　　諸報告について

日程第３　　（第１号議案）大山崎町議会の議決を経るべき議案（大山崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について）について

日程第４　　（第２号議案）令和５年度小学校使用教科用図書のうち学校教育法附則第９条に規定する教科用図書の採択について

日程第５　　その他

教育長諸報告事項

令和５年　２月	５日(日)	スポーツフェスティバル
	７日(火)	学校訪問（大山崎小学校）
	８日(水)	第３回乙訓管内教育長会議
	９日(木)	学校訪問（第二大山崎小学校 ①）
	１５日(水)	学校訪問（第二大山崎小学校 ②）
	〃	総務産業常任委員会（継続審査案件）
	２０日(月)	乙訓教育委員会連合会研修会
	２１日(火)	総務産業常任委員会（継続審査案件）
	〃	全員協議会
	２４日(金)	第４回大山崎町社会教育委員会議
	２７日(月)	大山崎町防犯推進協議会
	〃	定例教育委員会
	〃	臨時教育委員会
	〃	総合教育会議
	２８日(火)	３月議会　開会
	〃	第２回男女共同参画計画懇話会

○　３月の予定

３月	７日(火)	３月議会	一般質問（１日目）
	８日(水)	〃	〃　（２日目）
	９日(木)	〃	総務産業常任委員会
	１０日(金)	〃	建設上下水道文教厚生常任委員会
	１３日(月) ～１７日(金)	〃	予算決算常任委員会
	１５日(水)	大山崎中学校　卒業証書授与式	
	２０日(月)	町立小学校　卒業証書授与式	
	〃	京都キャリア教育推進協議会総会	
	２３日(木)	３月議会　閉会	

学校教育課事業

＜令和５年２月の実績／予定＞

２月	３日	（金）	校長会議	（役場　中会議室）
	４日	（土）	第２回英検Jr. 学校版	（中央公民館別館）
	９日	（木）	乙訓学力向上対策会議	（乙訓総合庁舎）
	〃	〃	教育支援委員会在学部会	（役場　第２会議室）
	１３日	（月）	教育支援委員会総会	（役場　中会議室）
	１６日	（木）	大山崎町いじめ防止対策推進委員会	（乙訓総合庁舎）
	２０日	（月）	令和４年度乙訓教育委員会連合会研修会	（長岡京市中央生涯学習センター）
	〃	〃	校長会議	（役場　第２会議室）
	２７日	（月）	定例教育委員会議	（役場　中会議室）
	〃	〃	臨時教育委員会議	（役場　中会議室）
	〃	〃	総合教育会議	（役場　中会議室）

＜令和５年３月の予定＞

３月	１０日	（金）	適応指導教室運営会議	（役場　中会議室）
	１５日	（水）	中学校卒業証書授与式	（大山崎中学校）
	２０日	（月）	小学校卒業証書授与式	（大山崎小学校・第二大山崎小学校）
	２４日	（金）	小・中学校修了式	（大山崎小学校・第二大山崎小学校・大山崎中学校）

生涯学習課事業

◇生涯学習・スポーツ振興係

＜２月の実績／予定＞

５日（日）	町民スポーツフェスティバル	（大山崎町体育館）
	スポーツ体験教室（フェンシング）	（大山崎町体育館）
６日（月）	ときめきチャレンジ推進事業運営委員会	（役場食事室）
８日（水）	スポーツ体験教室（バスケットボール）	（大山崎小学校体育館）
１１日（土）	ときめきチャレンジ推進事業 「わくわく手芸教室」	（中央公民館講座室）
１２日（日）	スポーツ体験教室（フェンシング）	（大山崎町体育館）
１４日（火）	スポーツ体験教室（バスケットボール）	（大山崎小学校体育館）
１９日（日）	スポーツ体験教室（フェンシング）	（大山崎町体育館）
２２日（水）	スポーツ体験教室（バスケットボール）	（大山崎小学校体育館）
２４日（金）	社会教育委員会議	（役場中会議室）
２７日（月）	ときめきチャレンジ推進事業運営委員会	（役場食事室）

＜３月の予定＞

４日（土）	ときめきチャレンジ推進事業 「和太鼓体験教室」	（第二大山崎小学校体育館）
２５日（金）	モルック体験・交流会	（大山崎小学校運動場）

◇文化芸術係

＜２月の実績＞

２０日（月）	大山崎瓦窯の範囲確認調査に着手	（大山崎小字白味才）
２２日（水）	長岡京連絡協議会	（府埋文センター）
（継続）	宅地造成に伴う発掘調査（先月より）	（円明寺小字里ノ後・横林）

＜３月の予定＞

５日（日）	「スライドでみるおとくにの発掘」	（中央公民館別館３階大研修室）
２２日（水）	長岡京連絡協議会	（府埋文センター）
（継続）	宅地造成に伴う発掘調査（先月より）	（円明寺小字里ノ後・横林）
（継続）	大山崎瓦窯の範囲確認調査（先月より）	（大山崎小字白味才）

◇中央公民館

【２月の実績/予定】

・２月１８日（土）大人の教養講座「エンディングノートで始める終活」

・２月２３日（木・祝）「クルマづくり体験教室」

・２月２６日（日）「オカリナ体験講座」

令和４年度　公民館利用状況報告

単位：件

	１月開館日数	23 日		開館日数累計	255 日		
	本館	ホール	実習室	会議室	講座室	本館和室	談話室	ゆめほっぺ
１月	午前		7	7	6	13	10	
	午後		8	4	4	8	6	
	夜間		9	4	6	5	3	
累計	午前		113	92	74	140	100	
	午後		121	53	91	102	29	
	夜間		87	42	65	58	43	
	別館	大研修室	第１研修室	第２研修室	別館和室	料理講習室		総合計
１月	午前	12	8	7	4	2		76
	午後	16	6	12	4	4		72
	夜間	0	4	2	3	3		39
累計	午前	154	62	78	55	31		899
	午後	160	78	99	32	64		829
	夜間	47	58	10	42	40		492

令和４年度　図書室利用状況報告

	開室日（日）	登録者数（人）	貸出者数（人）	貸出冊数（冊）
１月	22	27	1,764	6,438
累計	238	273	17,569	61,612

【３月の予定】

・３月２１日（火・祝）大人の教養講座「はじめての料理体験講座」

・３月２５日（土）大人の教養講座「認知症予防講座」

◇歴史資料館

【２月の実績／予定】

開館日数		大人		小・中	無料者 計	合 計
		有 料	無 料			
1月	常設展(23 日)	154	1	6	7	161
	企画展(0 日)	0	0	0	0	0
	合 計(23 日)	154	1	6	7	161
累計	常設展(165 日)	1,519	57	77	134	1,653
	企画展(76 日)	1,336	176	104	280	1,616
	合 計(241 日)	2,855	233	181	414	3,269

【３月の予定】

・小企画展「社家の古文書-『中田家文書』を読む」３月７日(火)～２１日(火)
　３月１５日(水)　古文書講座「『中田家文書』を読む」
・連続講演会「大山崎時代の秀吉」
　３月１１日(土)　第１回「天正１０年の千利休と茶室」堀場　美佐氏(茶室研究家)
　３月１８日(土)　第２回「大山崎と豊臣・徳川氏」谷　徹也氏(立命館大学准教授)

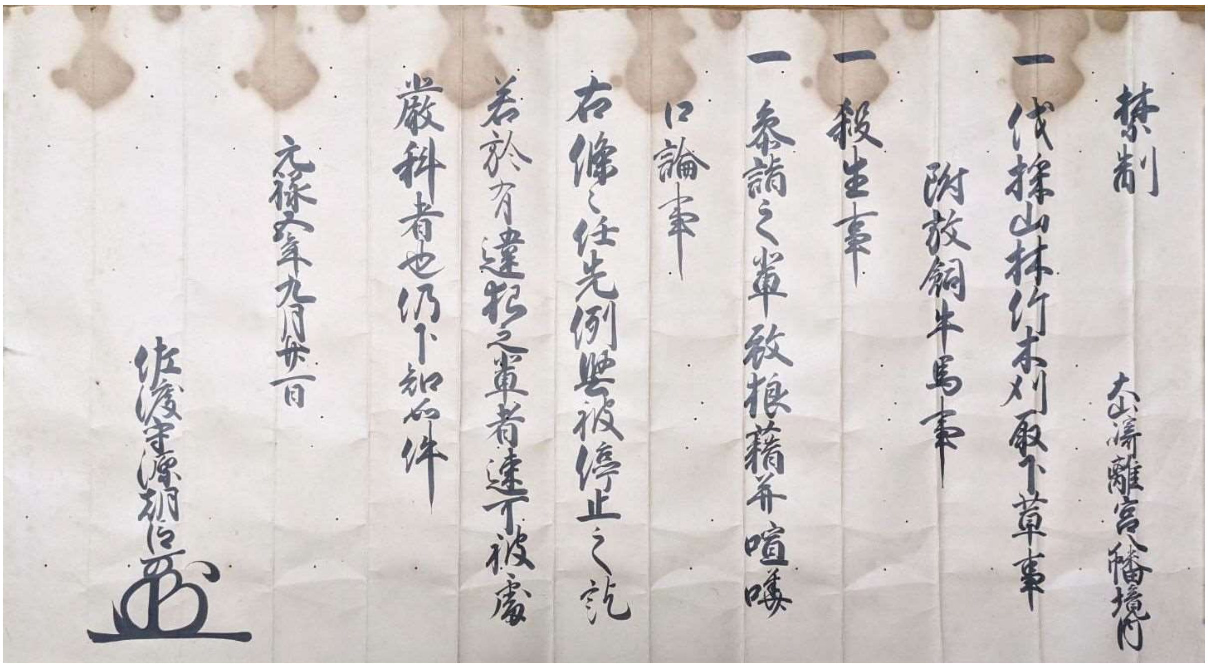
禁制　大山崎離宮八幡境内
一　伐採山林竹木刈取下草事
　附放飼牛馬事
一　殺生事
一　参詣之輩致狼藉并喧嘩口論事
右條々任先例堅被停止之訖
若於有違犯之輩者速可被處
厳科者也仍下知如件
元禄五年九月廿一日
佐渡守源朝臣（花押）

元禄 5 年(1692)9 月 21 日付、離宮八幡宮宛、京都所司代小笠原長重禁制『中田家文書』

◇大山崎町体育館

＜２月実績・予定＞

１日（水）	令和５年度学校開放登録説明会
３日（金）	乙訓農業大会
４日（土）	京都大学医学部（バドミントン）
５日（日）	町民スポーツフェスティバル
１１日（土）・１２日（日）	京都府バドミントン協会　未来くん大会
１２日（日）	市町村対抗駅伝大会（福知山市）
１８日（土）	地域スポーツ振興協会（体操）
	サタデーナイト
	（卓球・バドミントン・バスケットボール・ソフトバレー・モルック）
１９日（日）	スポーツパーク（バレーボール）
２３日（木）	吉祥院ザウルス（マーチング）
２５日（土）・２６日（日）	京都府小学生バレーボール新人大会

＜３月予定＞

１日（水）	Roots 杯（バレーボール）
４日（土）	京都大学医学部（バドミントン）
５日（日）	春のドッジボール大会
１１日（土）	京都府バドミントン協会　級別大会
１２日（日）	ソフトバレーボールフェスティバル
１５日（水）	洛西高校（マーチング）
１８日（土）	清水ＶＢＣ（バレーボール）
	サタデーナイト（種目未定）
１９日（日）	インラインスケート　ブロック大会
	大山崎町バレーボール連絡協議会
２１日（火）	スポーツパーク（バレーボール）
２５日（土）	老陵杯（バレーボール）
２６日（日）	スポーツパーク（バレーボール）
２８日（火）	ワックス塗布のため、臨時休館

	件　数	参加者数	利用率
令和４年度１月計	１０６件	３，７９８人	６８．１%
令和４年度年間累計（４～１月）	１，３７６件	４１，０３５人	７４．７%
令和３年度　年間累計	１，２７８件	２８，４５６人	６７．２%

令和３年度年間開館日数　２３６日

議　案

第１号議案～第２号議案

第１号議案

大山崎町議会の議決を経るべき議案（大山崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について）について

令和５年大山崎町議会第１回定例会に提案する議案を別紙のとおり町長に申し出ることについて、委員会の議決を求める。

令和５年２月２７日　提　出

大山崎町教育委員会

教育長　馬場　信行

提案理由

大山崎町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和３１年教委規則第３号）第２条第１項第１０号の規定により提案する。

第　号議案

大山崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

大山崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和　　年　　月　　日提出

大山崎町長　前川　光

大山崎町条例第　　号

大山崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大山崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第１３号）の一部を次のように改正する。

改　正　前	改　正　案
	（安全計画の策定等） 第６条の２　放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 ２　放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 ３　放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。 ４　放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計

改　正　前	改　正　案
	画の変更を行うものとする。
	（自動車を運行する場合の所在の確認）
	第６条の３　放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。
	（業務継続計画の策定等）
	第１２条の２　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
	２　放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
	３　放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。
（衛生管理等）	（衛生管理等）
第１３条　略	第１３条　略
２　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	２　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努

改　正　前	改　正　案
 ３　略	めなければならない。 ３　略
備考　改正部分は、下線の部分である。	

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（安全計画の策定等に関する経過措置）

２　この条例の施行の日から令和６年３月３１日までの間、この条例による改正後の大山崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第６条の２の規定の適用については、同条第１項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第２項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第３項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、本条例で定める基準も同様に改正するため提案する。

第２号議案

令和５年度小学校使用教科用図書のうち学校教育法附則第９条に規定する教科用図書の採択について

大山崎町立小学校特別支援学級で令和５年度から使用する教科用図書のうち学校教育法附則第９条に規定する教科用図書を別添のとおり採択するため、委員会の議決を求める。

令和５年２月２７日　提　出

大山崎町教育委員会

教育長　馬場　信行

提案理由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１３条の規定により、学校教育法附則第９条に規定する教科用図書を使用するため提案する。

令和５年度　一般図書選定一覧表（小学校使用）

発行者名	図　書　名
福音館	こどものとも絵本　くるまはいくつ
戸田デザイン研究所	ことばじてん絵本